

南薩地区衛生管理組合汚泥等運搬車美装補助金交付要綱

〔平成 26 年 3 月 31 日〕
〔南薩地区衛生管理組合告示第 3 号〕

(目的)

第 1 条 この要綱は、汚泥等運搬車に美装を行う南薩地区衛生管理組合（以下「組合」という。）及び日置市（以下これらを「組合関係市」という。）の許可業者に対し、その美装に要する費用を補助し、汚泥再生処理施設周辺の環境美化と汚泥等運搬車のイメージアップを図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 汚泥等運搬車 浄化槽汚泥運搬車、し尿収集車、給水車その他の浄化槽汚泥又はし尿の収集又は運搬をするための車両をいう。
- (2) 美装 汚泥等運搬車の後部に積載されている貯留タンク又は外装パネルに塗装、シール等により景観、イベントの情景その他の組合関係市に係るものを施すことをいう。
- (3) 許可業者 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137条）第 7 条第 1 項の規定により許可を受けて一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う者をいう。

(補助対象費用)

第 3 条 この要綱に基づく補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる費用は、許可業者が保有する汚泥等運搬車の美装に係る費用とする。ただし、日置市の許可業者については、日置市が中間槽から汚泥再生処理施設までの運搬業務を委託した際に、通常、これに使用される汚泥等運搬車に係る費用に限る。

(補助金の額)

第 4 条 補助金の額は、予算の定める範囲内で、汚泥等運搬車の美装に係る金額の 2 分の 1 以内とし、汚泥等運搬車 1 台につき 20 万円を上限とする。ただし、交付金額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第 5 条 補助金の交付の申請をしようとする許可業者は、南薩地区衛生管理組合汚泥等運搬車美装補助金交付申請書（様式第 1 号）に、次に掲げる書類を添付して南薩地区衛生管理組合管理者（以下「管理者」という。）に提出しなければならない。ただし、新規に汚泥等運搬車を購入する場合における第 3 号に掲げる書類については、この限りでない。

- (1) 美装イメージ図
- (2) 美装に係る見積書
- (3) 美装を行う汚泥等運搬車の車検証の写し
- (4) その他管理者が必要と認める書類

(交付の決定及び通知)

第6条 管理者は、前条の申請書を受理したときは、速やかに当該申請に係る書類等を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付の決定（以下「補助金の交付決定」という。）をするものとする。

- 2 管理者は、補助金の交付決定をしたときは、南薩地区衛生管理組合汚泥等運搬車美装補助金交付決定通知書（様式第2号）により、補助金の交付の申請をした許可業者に通知するものとする。

(交付の条件)

第7条 管理者は、補助金の交付決定をする場合において、交付の目的を達成するために必要があるときは、必要な条件を付することができる。

(完了報告)

第8条 補助金の交付決定を受けた許可業者は、美装が完了したとき（美装の中止の承認を受けたときを含む。）は、その完了の日から起算して10日又は補助金の交付を受けようとする会計年度の3月31日のいずれか早い日までに、南薩地区衛生管理組合汚泥等運搬車美装完了報告書（様式第3号）に次に掲げる書類（第5条ただし書の場合にあっては、同条第3号の書類を含む。）を添付して、管理者に報告しなければならない。

- (1) 美装に要した金額が分かる領収書の写し
- (2) 汚泥等運搬車の美装前及び美装完了後の写真
- (3) その他管理者が必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

第9条 管理者は、前条の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る書類等の審査により、美装の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、南薩地区衛生管理組合汚泥等運搬車美装補助金交付確定通知書（様式第4号）により当該報告をした許可業者に通知するものとする。

- 2 管理者は、前項の審査に当たり、必要があると認めたときは現地調査をすることができる。

(補助金の交付及び請求)

第10条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に交付す

るものとする。

- 2 前条第1項の規定による通知を受けた許可業者は、補助金の交付を受けようとするときは、南薩地区衛生管理組合汚泥等運搬車美装補助金交付請求書（様式第5号）を管理者に提出しなければならない。

（決定の取消し）

第11条 管理者は、許可業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合
- (2) 補助金を他の用途に使用した場合
- (3) 第9条第2項の規定による調査について正当な理由なく拒み、妨げ、又は忌避した場合
- (4) 美装の中止又は取下げに係る申出があった場合
- (5) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反した場合
- (6) その他この要綱に違反したと認められる場合

（維持管理及び処分等の制限）

第12条 許可業者は、補助金により美装を行った汚泥等運搬車を適正に維持管理しなければならない。

- 2 許可業者は、補助金により美装を行った汚泥等運搬車を、管理者の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、許可業者が交付を受けた補助金の全部に相当する金額を組合に納付した場合又は補助金の交付の目的及び当該汚泥等運搬車の耐用年数を勘案して管理者が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

- 3 許可業者は、補助金により美装を行った汚泥等運搬車を廃棄しようとするときは、事前にその旨を管理者に届け出なければならない。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に必要な事項は管理者が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成31年3月31日をもって、その効力を失う。ただし、同日以前に第8条の完了報告のあったものについては、なおその効力を有する。